



広報 まつざき

お知らせ版

令和7年3月13日(木)第465号
毎月中旬・下旬発行 全戸配布
発行 松崎町企画観光課
電話 42-3964(直通)
E-mail kankou@town.matsuzaki.lg.jp
URL https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/

松崎町自主運行バス ダイヤ改正のお知らせ

4月1日から、利用の少ない便を減らすことによる経費削減を目的として、松崎町自主運行バス路線の一部減便を行います。今後、より地域のニーズに合わせた運行方法を検討してまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

令和7年度 松崎町自主運行バス 改正ダイヤ

※松崎～小杉原線、松崎～雲見入谷線、松崎～池代線は変更ありません。

松崎発	八木山着	八木山発	松崎着	備考
		7:15	7:31	
7:40	7:56	7:59	8:15	
9:00	9:16	9:19	9:35	
11:40	11:56	11:59	12:15	
13:10	13:26	13:29	13:45	
15:35	15:51	15:54	16:10	
16:10	16:26	16:29	16:45	通学
17:15	17:31	17:34	17:50	



松崎発	八木山着	八木山発	松崎着	備考
		7:15	7:31	
7:40	7:56	7:59	8:15	
9:00	9:16	9:19	9:35	
11:40	11:56	11:59	12:15	
13:10	13:26	13:29	13:45	
15:35	15:51	15:54	16:10	
16:10	16:26	16:29	16:45	通学
				減便

※上記ダイヤ改正は、松崎町が東海バスに運行をお願いしている「自主運行バス」のみのダイヤ改正を掲載しています。この自主運行バスとは別に、東海バスが単独で運行しているダイヤ改正も4月1日(火)に予定しているとのことです。詳しくは、東海バス松崎営業所(Tel 4 2-1 1 9 0)までお問い合わせください。

【問 合 せ】 企画観光課(Tel 42-3964)

令和7年国勢調査の調査員を募集します

令和7年(2025年)10月1日を基準日として、5年に一度の「国勢調査」が全国一斉に実施されます。check

「国勢調査」は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。

町では、この調査に調査員として従事していただける町内在住の方を募集しますので、希望される方は以下までお問い合わせください。

【活動期間】 令和7年8月下旬～10月下旬(予定)

【仕事内容】 以下の活動を予定しています。

- 町が開催する調査員説明会への出席
- 各世帯に調査の説明と調査票の配布
- 調査票の審査・提出 など
- 担当する調査地域と調査世帯の確認
- 調査票の回収

【報 酬】 2万円～8万円(※担当調査区によって異なりますので、あくまで参考の金額です)

【応募要件】 ○原則、20歳以上の方

- 調査時に知り得た秘密の保護を厳守できる方
- 暴力団員などでない方 など
- 責任を持って最後まで調査を遂行できる方
- 税務、警察および選挙に直接関係のない方

【応募期限】 令和7年5月30日(金)

【応募先】 松崎町企画観光課

【問 合 せ】 企画観光課(42-3964)

～いつまでも"元気に自分で歩く"を目指して～ いきいき貯筋倶楽部参加者募集



- 【日 時】 毎月1回水曜日(※1年間を通じて全12回。初回は4月23日(水)10:00～11:00)
- 【場 所】 環境改善センター 文化ホール
- 【講 師】 山田 明美 先生 他
- 【対 象 者】 介護認定を受けていない65歳以上の住民(特定健診などを受けており、運動制限のない方)
- 【内 容】 足の筋力を維持するための体操
- 【募集人数】 先着30人
- 【参 加 費】 800円
- 【申込期間】 4月1日(火)から4月10日(木)に、健康福祉課へ電話でお申し込みください。(土日祝日を除く8:15～17:00)
- 【そ の 他】 ・参加者への案内通知は、4月21日(月)頃を目安に送付します。
・感染症の流行などで中止となる場合がありますので、ご了承ください。
- 【問 合 せ】 健康福祉課(地域包括支援センター)(TEL42-3966)

令和7年4月1日から带状疱疹予防接種の制度が変わります

松崎町では、带状疱疹ワクチンの任意接種費用の助成を令和6年度より開始しました。
令和7年度からは予防接種法のB類疾病に位置付けられ、定期接種の対象となります。

定期予防接種について

○対象者(対象者の方には個別で通知します)

松崎町に住所がある、

- ①接種日に満60歳から64歳までの方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ②年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ③100歳以上の方(令和7年度のみ)

※既に当該予防接種の助成を受けたことのある方は対象外となります(ただし不活化(組換え)ワクチン1回目の助成を令和6年度に受けた場合、2回目は定期接種対象)。また、この制度は経過措置として5年間継続し(③を除く)、以降は①と65歳の方のみとなる見込みです。

○接種料金(指定医療機関)

- ・不活化ワクチン(2回) 1回につき 自己負担額10,000円
- ・生ワクチン(1回) 自己負担額4,500円

※どちらか一方の接種となります。

※不活化ワクチンは接種間隔があるため、年度内に終了できるように接種してください。

※指定医療機関でないところで受けた場合、医療機関の窓口で費用を全額支払い、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに健康福祉課に償還払いの申請をしてください。



▲松崎町ホームページ



▲厚生労働省
ホームページ

任意予防接種(松崎町独自)について

令和6年度から開始していますが、定期接種開始に伴い、対象者の範囲を変更して継続します。任意接種は令和7年度で終了する予定です。

○対象者

接種日に松崎町に住所がある、50歳以上で定期予防接種の対象とならない方

○助成額

- ・不活化ワクチン(2回) 1回につき 助成額4,000円
- ・生ワクチン(1回) 助成額4,000円

※どちらか一方の接種となります。

※不活化ワクチンは接種間隔があるため、年度内に終了できるように接種してください。

※自己負担額は病院によって異なります。

※予防接種を受けた日の属する年度の末日までに健康福祉課に償還払いの申請をしてください。

※任意の接種の助成を受けた場合は、後の定期接種の対象とはなりませんのでご承知おきください。

○その他

令和6年度中に接種を受けた方は、令和7年3月31日までに申請してください。

【問 合 せ】 健康福祉課(TEL42-3966)

